

改正道路交通法が公布されました。

てんかんや総合失調症など一定の病気症状があり車の運転に支障を及ぼす可能性のある患者が、免許の取得や更新時に症状を虚偽申告した場合の罰則を盛り込んだ改正道路交通法が先の国会で成立し、6月14日に公布されました。改正または新たに設けられる内容は、以下のとおりですが、施行される時期は改正内容によって異なり、無免許運転の罰則強化や自転車の路側帯走行ルールの改正などは6か月以内に施行されます。

(平成25年6月14日公布)

項目	改正または新たに設けられる内容
<p>一定の病気(症状)がある運転者への対策</p> <p>※公布から1年以内に施行</p>	<p>てんかんや総合失調症などで発作を起こしたり意識を失うなど自動車の運転に支障を及ぼす症状があるにもかかわらず、虚偽の申告をして運転免許を取得・更新した場合は</p> <p>→ 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金</p> <p>→</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公安委員会は、免許取得者や更新者に対して、運転に支障を及ぼす病気の症状がないか質問できる。 ・医師は、患者の診断結果を公安委員会に届出ができる。(守秘義務違反には該当しない)
<p>危険・悪質な運転者への対策</p> <p>※公布から6月以内に施行</p>	<p>無免許運転 現行は1年以下の懲役又は30万円以下の罰金 → 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金</p> <p>幫助行為も禁止</p> <p>無免許運転の恐れがあると認識しながら</p> <ul style="list-style-type: none"> 車両を提供 → 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金 依頼し同乗 → 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金
<p>自転車利用者への対策</p> <p>※公布から2年以内に施行</p> <p>※公布から6月以内に施行</p> <p>※公布から6月以内に施行</p>	<p>自転車で悪質な違反を繰り返す者は → 公安委員会の行なう講習への受講を義務付ける</p> <p>講習を受講しなかった場合は → 5万円以下の罰金</p> <p>ブレーキの効かない恐れのある自転車 → 停止命令・検査・運転継続禁止等(違反者5万円以下の罰金)</p> <p>路側帯通行 現行は道路右側の路側帯も通行可(双方向可能) → 道路左側の路側帯のみ通行可</p>